

# 念 書

任意継続被保険者の保険料については、毎月10日までに納入することが定められて（健保法第38条）いることから、期日までに納入しなかった場合は、翌日をもって資格喪失となることを了解いたします。

今後、万一期日までに保険料を納入しないため資格喪失になっても異存ありません。また、資格喪失後の受診に係る医療費については、一切貴組合にご迷惑をおかけしないことを約束いたします。

平成 年 月 日

出版健康保険組合

理事長 高 井 昌 史 殿

任意継続被保険者番号 番

住 所

氏 名 ⑩